

の経利
払過
込利
み子率

初期利子

規下は払し払平定、期た期成を所はしは又いだ十かのれ中れにす次そが金と二控得外た、はてし・ら算るのれる係發行時において、

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{47}{365}$$

 行及翌行を、七すの税國金額前記(一)の法額に當該金額に記載してがて、

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{47}{365}$$

 日び営休支次年、税國金額に當該法人に當該金額に記載してがて、
 に第業業払の十ことを、税國金額に當該法人に當該金額に記載してがて、
 つ十日日う算二と、税國金額に當該法人に當該金額に記載してがて、
 い五にに。式月が乗じて号支當たに二でじ用非に發行金額に記載してがて、
 同に払ただよ十きたを居より場時額に記載してがて、
 じ。おうるしり日る金受住り居場時額に記載してがて、
 いへと、算を。額け者算合住に(一)の金記録座取利
 て以き支出支(一)の金記録座取利
 て以き支出支(一)の金記録座取利

(一)年
 ○
 るす出額
 。るしに各
 期た金額、
 日に払を次
 扱機
 第十算
 関
 む八式は
 も号に、
 のによ払
 と規り込
 す定算金

十
八
十
七
十
六
五
十
四

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
額
償
還
期
限
後
の
利
子
以

平
成
二
十
七
年
八
月
六
日
日
額
本
銀
行
百
百
に
つ
き
百
円
額
面
成
金
額
利
三
子
、
支
十
支
の
年
う
以
月
二
年
六
う
し
。
二
各
十
月
各
月
間
支
十
月
期
月
に
二
す
お
る
て
を
、
六
十
を
そ
月
期
と
し
、
及
び
月
支
二
月
に
属
二
十